

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2020. 12.10発行〈通巻第516号〉400円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : http://koshc.jp/



近鉄高架商店街で3例目の石綿健康被害 80代の女性が中皮腫に …	2
建設アスベスト訴訟の動向 最高裁判決日、いまだ指定されず ……	5
死ぬまで元気です vol.30 右田孝雄 ……	10
改正労災保険法9月1日施行 複数事業労働者の賃金額合算など大きく改正 ……	12
新しくなった「市民オフィス」 ……	17
指曲がり症に健康管理手帳不交付 大阪労働局が自庁取り消し ……	19
死ぬまで元気です vol.31 右田孝雄 ……	20
韓国からのニュース ……	22
前線から ……	29
フォークリフトの腰痛予防対策その3／大阪 不可解な社会保険資格の喪失と年金事務所の怠慢／全国	
2020年冬期カンパのお願い ……	35

近鉄高架下商店街で 3例目の石綿健康被害 80代の女性が中皮腫に

近鉄高架下商店街の石綿健康被害問題は、2002年7月に文具店店長に悪性胸膜中皮腫が認められたことに端を発する。療養後2年で文具店店長はお亡くなりになり、店舗の所有者である近鉄に対して賠償を求めた。しかし当時、近鉄はその責任を認めず、最高裁まで争い、2013年の差し戻し判決を受けた大阪高裁2014年2月判決で確定するまで長きにわたって闘い続けることになった。

この判決確定直後、2014年5月に喫茶店店長の中皮腫が明らかになる。喫茶店店長は被用者であったため、労災請求を行い業務起因性が認められた。2016年には石綿の発生源である店舗を管理していた近鉄に対しても賠償を申し入れた。

文具店の店長が発症してから18年が経過した現在、件の高架下商店街も該当エリアはすっかり様変わりし、今ではそこに商店街があったとは分からない。しかし、当時そこで働いていた人たちがいたことは紛れもない事実であり、商店街がなくなったからといって一緒に消えてなくなるわけではない。まるで事件を近鉄に思い出させようと言わんばかりに2019年12月、新た

に被害が報告された。

3人目の被災者は当地で2015年までうどん店を営んでいた80代の女性である。2015年に店舗を閉じたのはそのときすでに高齢であったため、特に石綿による被害を恐れて店をたたんだわけではなかった。うどん店店主は1例目についても聞き知っていたし、2例目が報告されたときは撤退して1年が経とうとしていたが、報道を通じて知っていた。また、何が問題であったかもよく理解していたものの、1例目から数えて約20年も経っており、今さら自分が中皮腫に罹患するとは想像もしていなかった。

ご本人に話を伺うと、息苦しさや痛みを盛んに訴える。どうして自分まで罹患してしまったのか、しかも文具店店主が発症したのは20年も前のことではないか。この20年間、リスクを抱えていつ発症するかおびえて暮らしてきたわけではなく、むしろ石綿は過去の話としてご自身の中ですでに整理されていたのではないだろうか。

一方、近鉄は、2例目が明らかになった際、毎日新聞からの取材に対し、「ご遺族には心から哀悼の意を表したい。補償の申

し出があれば誠意を持って対応する。高架下の店舗で勤務していた人への注意喚起も検討したい」（近鉄不動産 毎日新聞 2016年4月3日朝刊）とのコメントを出している。また、このコメントを受けて喫茶店店主のご遺族も、「近鉄はこれ以上被害が広がらないよう、他の店で働いた人にも注意喚起をしてほしい」（毎日新聞 2016年5月25日朝刊）と会見の席で強く訴えていた。しかしながら、実際にはこの4年間、近鉄が積極的に対策を講じたり、商店街で働いていた人に健康診断を申し入れるようなこともなかったという。うどん店店主が確定診断を受けてお亡くなりになるまでの期間はわずか半年、環境再生保全機構からの認定決定は、コロナ禍による小委員会設置の一時中断も重なって、遅れに遅れた後、7か月を過ぎた頃であった。しかし、仮に石綿関連疾患に限った定期的な健康診断を実施していれば、早期発見も可能だったかもしれないし、これほど早くお亡くなりになることもなかったのではないだろうかとお遺族は言う。3例の発症からお亡くなりになるまでの期間は以下のとおりであるが、非常に短い。うどん店店主に対する損害賠償の請求には、今回もきっと誠実に対応してくるものと思われるが、近鉄には該当者に対する定期検診などの施策を講じてもらいたいものである。

1 近畿日本鉄道駅高架下建物吹付けアスベスト事件の概要

(1) 文具店の店主：Aさん

1970年～2002年

：近畿日本鉄道駅高架下の商店街で文具店を営んでいたAさんが建物内の吹付けアスベストから発生・飛散するアスベスト粉じんに曝露

2002年7月：胸膜中皮腫の確定診断

2004年7月：Aさん死亡

2006年6月：Aさんご遺族、近畿日本鉄道（株）らを大阪地裁に提訴

2009年8月：一審大阪地裁で勝訴（双方控訴）

2010年3月：控訴審大阪高裁で勝訴（近鉄ら上告）

2013年7月：最高裁で破棄差し戻し判決

2014年2月：大阪高裁で勝訴（判決確定）

(2) 喫茶店の店主：Bさん

1977年7月～2000年3月

：近畿日本鉄道駅高架下商店街の喫茶店で店主として就労し、吹付けアスベストから発生・飛散するアスベスト粉じんに曝露

2014年5月：胸膜中皮腫の確定診断

2014年11月：Bさん労災請求

2015年1月：Bさん死亡

2015年5月：Bさん労災認定

2016年4月：近鉄へ損害賠償の申し入れ

(3) うどん店の店主：Cさん

1970年7月～2015年9月

：近畿日本鉄道駅高架下
商店街のうどん店経営
者として営業し、吹付
けアスベストから発
生・飛散するアスベ
スト粉じん曝露

2005年ころ：石綿除去・封じ込め工
事

2015年9月：駅高架下商店街から退
去

2019年12月：胸膜中皮腫の確定診
断

2020年2月：近鉄へ損害賠償の申し
入れ

補足：近鉄の責任について

(1) 差戻し後の大阪高裁判決の判断

ア 吹付けアスベストが施工された建築
物が通常有すべき安全性を欠くと評価
されるようになった時期

1988（昭和63）年2月、環境庁・厚
生省が都道府県に対し、吹付けアスベ
ストの危険性を公式に認め、建築物に吹き
付けられたアスベスト繊維が飛散する状
態にある場合には、適切な処置をする必
要があること等を建物所有者に指導する
よう求める通知を発したことからすれ
ば、遅くとも同時期頃には、建築物の吹
付けアスベストの曝露による健康被害の
危険性及びアスベスト除去等の対策の必
要性が広く世間一般に認識されるよう
になり、同時点で、本件建物は通常有す
べき安全性を欠くと評価されるようになっ

たと認めるのが相当である。

イ 駅高架下建物について責任を負うべ
き責任主体

民法717条1項によれば、土地の
工作物の設置又は保存に瑕疵があるこ
とによって他人に損害が生じたとき
に、被害者に対して第一次的に責任を
負担するのは「占有者」とされている
が、同項は、危険な工作物を管理支配
する者が当該危険が具体化したこと
による責任を負うべきであるという危険
責任の考え方に基づくものであると解
され、そのことからすれば、同項にい
う工作物の占有者とは、被害者に対す
る関係で同工作物を管理支配すべき地
位にある者をいうと解するのが相当で
ある。

したがって、認定事実によれば、旧
近鉄不動産（株）が、被害者に対する
関係で近畿日本鉄道高架下建物を管理
支配すべき地位にある者として、民法
717条1項にいう占有者に当たる。

以上



建設アスベスト訴訟の動向 最高裁判決日、いまだ指定されず

現段階では未定となった。

10/22 最高裁弁論「判決日追って指定」

アスベスト被害問題において注目されている国と建材メーカー（企業）に対して損害賠償をもとめた「建設アスベスト訴訟神奈川第一陣」の最高裁判所(第一小法廷 深山卓也裁判長)弁論が10月22日午後開かれた。

注目された判決日は「追って指定」となった。

建設アスベスト訴訟は、全国的に取り組みられてきた。

2008年の東京地裁から、神奈川、札幌、京都、大阪、福岡地裁で提訴。

現在、神奈川1陣、東京1陣、大阪1陣、京都1陣、福岡1陣について、最高裁判所にあがっている。

福岡1陣が最高裁第2小法廷だが、最初の3事件は最高裁第1小法廷にかかっている。

このうち神奈川1陣についてのみ、最高裁弁論期日が10月22日に指定された。

弁論では、最高裁が上告受理した論点について、双方の主張が行われた後、注目の判決期日については、裁判所より「追って指定」とされ、

最高裁の上告受理状況から、国の責任については、労働者ばかりではなく一人親方まで広く救済する方向とみられるとともに

国と企業責任についての判決状況 (大阪アスベスト弁護団HP)

	国の責任		企業の責任
	労働者	一人親方救済	
神奈川1陣横浜地裁判決 '2012(平成24)年5月25日	否定	否定	否定
東京1陣東京地裁判決 '2012(平成24)年12月5日	認容	否定	否定
九州1陣福岡地裁判決 '2014(平成26)年11月7日	認容	否定	否定
大阪1陣大阪地裁判決 '2016(平成28)年1月22日	認容	否定	否定
京都1陣京都地裁判決 '2016(平成28)年1月29日	認容	否定	認容
北海道1陣札幌地裁判決 '2017(平成29)年2月14日	認容	否定	否定
神奈川2陣横浜地裁判決 '2017(平成29)年10月24日	認容	否定	認容
神奈川1陣東京高裁判決 '2017(平成29)年10月27日	認容	否定	認容
東京1陣東京高裁判決 '2018(平成30)年3月14日	認容	認容	否定
京都1陣大阪高裁判決 '2018(平成30)年8月31日	認容	認容	認容
大阪1陣大阪高裁判決 '2018(平成30)年9月20日	認容	認容	認容
九州1陣福岡高裁判決 '2019(令和元)年11月11日	認容	認容	認容
静岡地裁判決 '2020(令和2)年1月23日	認容	認容	-
神奈川2陣東京高裁判決 '2020(令和2)年8月28日	認容	認容	認容
東京2陣東京地裁判決 '2020(令和2)年9月4日	認容	認容	認容

2020(令和2)年9月現在

に、建材メーカーの責任にまで一定踏み込んで認めるとの予想もある。

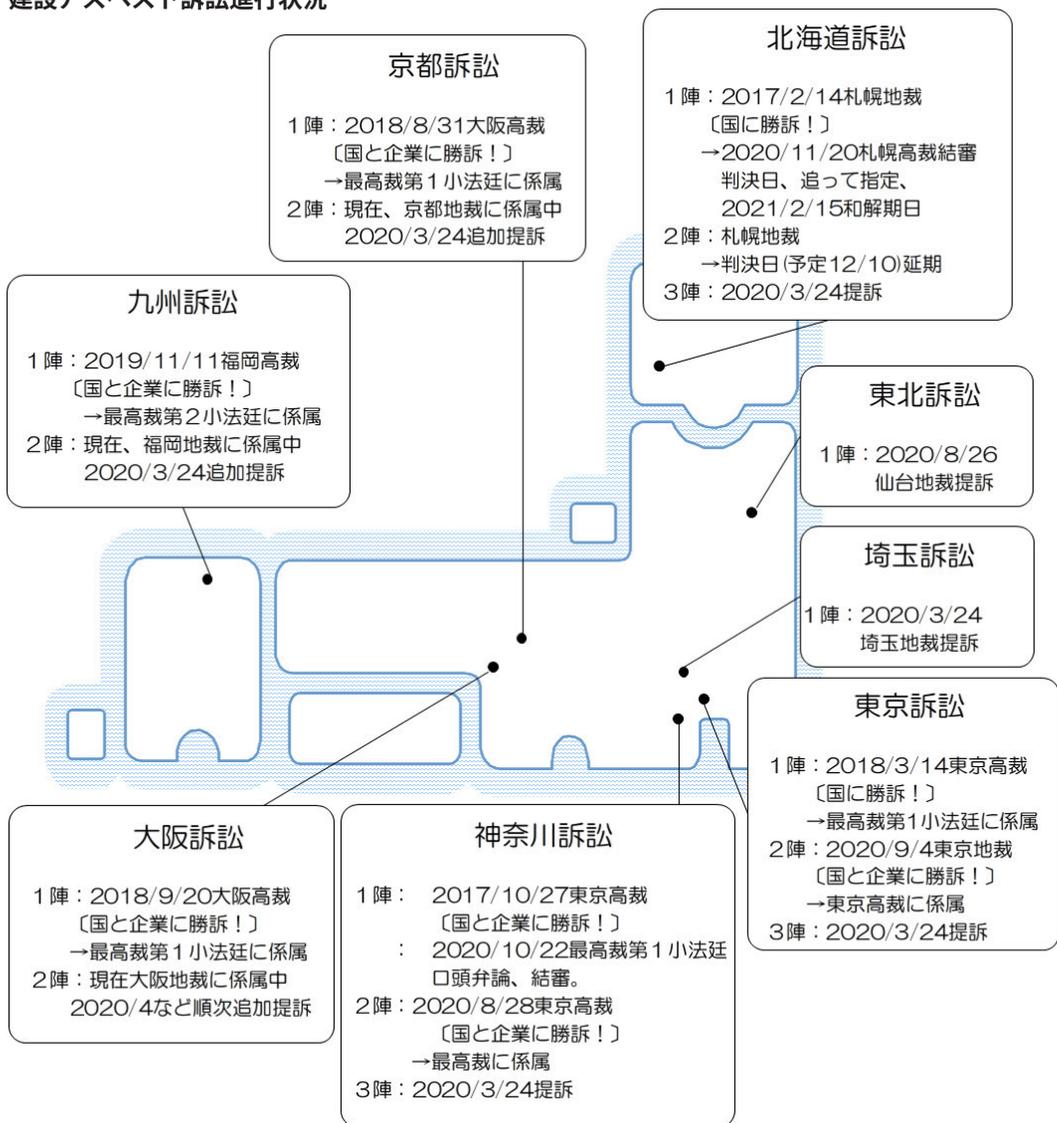
相次ぐ地裁・高裁判決、追加提訴

建設関連のアスベスト被害者は非常に多く、かつ、今後も増加するとみられており、その意味で建設アスベスト訴訟の動向は非建設アスベスト訴訟進行状況

常に重要である。

図に示したように、最高裁にあがった集団事件のほかでは、地裁・高裁段階での判決が続いている。

3月から8月にかけては、3陣提訴、2陣の追加提訴、新たな地裁における集団提訴が相次いでおり、今後もさらに増えていくとみられる。



全国の建設アスベスト訴訟の進行状況・原告数等(2020年9月現在)

訴訟	提訴	一審	控訴審	上告審	原告数	被災者数	提訴時死亡被災者数	提訴後死亡被災者数	死亡者計	死亡者の割合(%)
東京	1陣	東京地裁 2012.12.5	東京高裁10民 2018.3.14	第一小	353	303	137	115	252	83%
	2陣	東京地裁 2020.9.4			121	113	53	27	80	71%
	3陣	東京地裁			89	83	32		32	39%
神奈川	1陣	横浜地裁 2012.5.25	東京高裁5民 2017.10.27	第一小	92	75	31	31	62	83%
	2陣	横浜地裁 2017.10.23	東京高裁20民 2020.8.28判決		64	44	14	14	28	64%
	3陣	横浜地裁			24	23	7		7	30%
埼玉		さいたま地裁			43	38	18		18	47%
静岡		静岡地裁 2020.1.23			3	1	1	0	1	100%
京都	1陣	京都地裁 2016.1.29	大阪高裁4民 2018.8.31	第一小	27	25	5	12	17	68%
	2陣	京都地裁			33	26	16	1	17	65%
大阪	1陣	大阪地裁 2016.1.22	大阪高裁3民 2018.9.20	第一小	32	19	9	5	14	74%
	2陣	大阪地裁			89	56	22	10	32	57%
九州	1陣	福岡地裁 2014.11.7	福岡高裁 2019.11.11	第二小	55	29	19	6	25	86%
	2陣	福岡地裁			35	16	10	3	13	81%
北海道	1陣	札幌地裁 2017.2.14	札幌高裁		32	23	6	7	13	57%
	2陣	札幌地裁 2020.12.10			24	17	5	6	11	65%
東北	3陣	札幌地裁			21	13	10		10	77%
	1陣	仙台地裁			10	7	4		4	57%
合計					1147	911	399	237	636	70%

当安全センターでは、国や企業の責任を追及する国家賠償・民事賠償裁判、労災認定がされなかった不支給決定処分取消を求めた行政裁判に関わってきた。

建設アスベスト訴訟についても、大阪を中心に積極的に支援することにしており、たとえば、12月中には大阪地裁における新たな集団提訴が行われる。年明けには、横浜地裁における新たな集団提訴も予定されている。

最高裁の動向と アスベスト被害救済制度をめぐって

神奈川1陣は10月22日弁論で結審し、判決日の指定待ちのところだが、ほかの最高裁係属事件についても、年明けに弁論が行われていくとの情報があり、年度内になるかどうかはわからないが、来年は建設アスベスト訴訟最高裁判決が行われることが確実だろう。

(建設アスベスト訴訟原告団・弁護団が11月27日、最高裁に対しておこなった「早期の審理と判決の要請」について、稿末に紹介する)

そうした中で、アスベスト被害者の中における隙間と格差のない救済・補償制度を具体的にどのように現実のものにしていくのかが大きなテーマになる2021年になる。

まず、建設アスベスト被害の幅広い、迅速な救済実現であり、これは、最高裁判決の内容を軸にして具体的に進んでいくことになる。

そういう状況の中でも重要なのは、労災補償や司法救済の条件をもたない、アスベスト健康被害救済法による救済しか受けられていない被害者の救済内容と救済水準の向上にむけた法制度改正である。

労災時効となった被害者に対する救済制度は、必ず延長されなければならない。

しかしこれは最低の前提であり、それ以外になにを勝ちとっていかにかかっている。

- ・中皮腫をはじめとした被害者のいのちを救済するための医療・治療・研究を飛躍的に推進させるために、石綿救済法第1条の目的に、このことを加える法改正を行うこと。
- ・治療中の患者の生活保障を充実させるため、療養手当の増額や通院費など各種手当を創設すること。
- ・残された家族の生活を支えるための遺族給付を創設すること

この3つを柱とする法制度改正が目標だ。

2021年は救済法制度改正議論の年にあっている。

くしくも建設アスベスト訴訟最高裁判決の年であることから、アスベスト被害者救済を全体とどうすすめていくのかが問われる年になる。



【建設アスベスト訴訟】最高裁に対する早期審理と判決の要請（2020/11/27）

建設アスベスト訴訟は、建築現場で中皮腫や肺がん、石綿肺などのアスベスト関連疾患に罹患した被災者やその遺族ら原告約1100名が、国と建材企業の責任を迫り、北海道、東北、埼玉、東京、神奈川、静岡、京都、大阪、福岡の全国各地で提訴し、最初の提訴からすでに10年以上が経過しています。なかでも、神奈川、東京、京都、大阪の4つの事件は、いずれも最高裁第一小法廷に係属しており、神奈川1陣訴訟については、去る10月22日、口頭弁論が行われ結審しています。

ところが、あろうことか、神奈川1陣訴訟は、結審後一カ月以上が経過しているにもかかわらず、現在まで判決日の指定が行われないというかつてない事態となっています。

2020（令和2）年10月時点で、建設アスベスト訴訟の被災者932名のうちすでに約7割（648名）が死亡、提訴後に死亡した被災者も239名にも上り、生存している被災者も日々病苦と闘いながら生活しています。

まさに、原告らは、一刻も早い最高裁判決を一日千秋の思いで待っているのです。10月22日の弁論直後の10月25日には埼玉訴訟の原告Kさんが最高裁判決を聞くことなく亡くなっています。原告1人1人に残されている時間は、決して長くありません。さらに、原告らに止まらず、1万名を超える未提訴の建設アスベスト被害者らも、建設アスベスト訴訟の最高裁判決を大きな期待をもって注視しています。

「遅すぎた救済は、救済の名に値しない」と言われるように、最高裁には、一日も早く神奈川1陣訴訟の判決日を指定するとともに、他の事件についても、早期の審理と判決を行うことが強く求められています。

私たちは、最高裁がコロナ禍の中で様々な困難を抱えながらも迅速かつ適切な事件処理に努力しておられることは十分に理解しつつも、最高裁が人権の最後の砦として、本件においても、原告らの権利救済の訴えに応え、自らの職責を早期に果たされることを心より求めるものです。



岩波新書

アスベスト 広がる被害

大島秀利（毎日新聞社編集委員）

一公害は続いている
2005年6月の「アスベストショック」から6年、毎日新聞記者によるアスベスト問題のその後。

価格：820円 岩波書店

死ぬまで元気です

Vol.30 右田 孝雄



皆さま、お元気ですか。今年のプロ野球もセ・リーグは巨人、パ・リーグはソフトバンクが優勝し、阪神ファンの私にとってはもう面白みが無くなってきました。さて、もう11月ですね（原稿執筆中現在）。

先月、久しぶりに患者さんの面会で遠征いたしました。まず、最初は近くの淡路島の患者さんに会ってきました。彼女は、まだ40代にもかかわらず、胸膜中皮腫を発症し、諸事情があり手術はせずに治療を躊躇しているようでした。それでもあちこち調べている姿を見て何かアドバイスできたらと思い、面会に行きました。

淡路島は凄く空気もキレイで、日本晴れのような天気にも恵まれたので、密になるのを避けて、その患者さんと淡路島の名所を見て回りながら、病気のことや治療のことなど色々話しました。



帰る頃には患者さんは、少し気持ちも晴れたようで、やはり来て良かったと思いました。淡路島に住んでいるのに、この患者さんはいつでも行けると言う気持ちから、なかなか島内の名所には行かなかったそうで、気分転換にもなったと喜んでくれました。

そして、淡路島から帰って一週間後には、相棒のくりちゃんの誕生日でした。そこで私も決心して、お墓参りに行くことにしました。1周忌にはコロナ禍の影響で行けなかったのも、近いうちに必ず墓参りには行きたいと思っていたので、ちょうどいい機会でした。くりちゃんが好きだった赤福と稲荷寿司を新大阪駅で買い、静岡へ向かいました。くりちゃんのお墓は静岡駅から二駅、その駅からはタクシーで1500円くらいのところにあるのですが、実はかれこれ4回目の墓参りなのですが、毎回その墓地のあるお寺を言ってもタクシーの運転手さんは誰も知りません。いつも本部に無線しては道を聞いていました。やはり今回も分からなかったようです。その後、本部に連絡をしてナビしてもらい、無事に到着しました。

少しだけ掃除をして線香をあげて、お供えをしてお参りしました。くりちゃんには

「まだまだ頑張らなくてはいけないので、見守って下さい」と言いました。ただくりちゃんに話しかけた時、なんだか凄く居心地よく感じました。ひょっとしたら、くりちゃんが「よく来てくれた」と歓迎してくれたのかも知れませんね。この後静岡市内で一泊して、翌日静岡市内の患者さんとご家族5人と面会し一緒にランチをしました。一人の患者さんは、術後お元気で過ごしていたので、秘訣を聞いたところ、25歳若い奥様との生活が長生きの秘訣だそうです。とても、羨ましい話に私も色々聞いてしまいました。

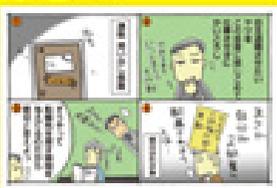
そしてこの場で凄い奇跡もありました。先ほどの患者さんの自宅と別の患者さんの娘さんの住んでいるところが目と鼻の先で

した。今後はお互い交流もしやすくなることですね。こんなことってあるんですね。

その後、カラオケ店に移動して、「中皮腫 ZOOM サロン」に参加してもらいました。夕方、散会し皆さん帰路に就きました。しかし私は、この後もう一人患者さんを訪ねて横浜市まで行きました。この続きは次回またお話ししたいと思います。ではまた次回お会いしましょう。



パワハラにあったとき
どうすればいいかわかる本



いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター (IMC)
磯村 大 (著)

パワハラはなぜ起きるのか、
どう対応すればいいのか、
あなたのためのお助け本です。

金子雅臣

パワハラにあったとき どうすればいいかわかる本

いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター (IMC)
+ 磯村 大 (精神科医) 著

今、職場のいじめ、パワハラが増えています。

2013年度の労働局に寄せられた労働相談の内訳では、「いじめ・いやがらせ」が2年連続トップでした。

本書は、職場のいじめ、パワハラを受けたとき、当事者や相談を受けた職場仲間、経営者、家族たちが、どのように対応していけばいいのかが、すぐに役立つように、マンガを使って、Q&Aでわかりやすく書いた本。

合同出版 http://www.godo-shuppan.co.jp/products/detail.php?product_id=455
サイズ:148mm × 210mm 発行日:2014.11.10 ページ数:144ページ

改正労災保険法 9月1日施行

複数事業労働者の賃金額合算など 大きく改正

複数の事業場で働いている労働者の労災保険給付が大きく変わる労働者災害補償保険法の改正が、9月1日から施行されている（後掲の厚生労働省チラシ参照）。

これまでは災害が発生した事業場の賃金額のみが保険給付に反映されるだけだったのが、9月1日以降の災害について、働いているすべての事業場の賃金額を合算して反映させることになる。

また、複数の事業場で働いている労働者に発症した脳・心臓疾患や精神障害について、それぞれの勤務先ごとの負荷（労働時間やストレスなど）を個別に評価して労災認定できない場合、9月1日以降は、すべての勤務先の負荷を総合的に評価して判断することとした。

複数事業労働者は、 それぞれの賃金報告が必要

まず、複数事業労働者の保険給付が、各就業先の事業場で支払われている賃金額を合算した額を基礎として給付基礎日額（保険給付の算定基礎となる日額）が決定され

ることになる。これは業務災害、通勤災害の別なく複数事業労働者であれば対象となる。あとで説明する複数事業場の業務を要因として災害についても同様の取扱いとなる。

もちろんこの取り扱いは、休業、障害、遺族、葬祭などの労災保険本体の各給付だけでなく、社会復帰促進等事業として行われる特別支給金にも反映される。

そのためこれまで使用してきた各請求書の様式には、「その他就業先の有無」欄が設けられ、該当する場合には、複数事業労働者用の別紙に他の就業先事業場の所在地などの記入が求められ、直前3か月の賃金を記載する「平均賃金算定内訳」もそれぞれ提出が求められる。

「複数業務要因災害」で増えた保険給付

脳・心臓疾患や精神疾患について、これまで労災保険の業務上外の判断は、1つの事業場のみの負荷（労働時間やストレスなど）を評価して行ってきた。そのため2つ以上の事業場で働くことにより、超長時間

労働となってしまう脳疾患を起こしたような場合は、業務上と認められないという問題があった。

今回の改正では、新しく「複数の事業の業務を要因とする傷病（負傷、疾病、障害又は死亡）」についても労災保険給付の対象とすることにし、これを「複数業務要因災害」ということとした。

これにより保険給付の種類が次のとおり増えることになる。

- ・複数事業労働者休業給付
- ・複数事業労働者療養給付
- ・複数事業労働者障害給付
- ・複数事業労働者遺族給付
- ・複数事業労働者葬祭給付
- ・複数事業労働者傷病年金
- ・複数事業労働者介護給付

複数事業労働者については、1つの事業場のみの業務以上の負荷を評価して業務災害に当たらない場合に、複数の事業場等の業務上の負荷を総合的に評価して労災認定できるかを判断する。これにより労災認定されるときは、「複数業務要因災害」として上記の各給付が支給される。

なお請求書の様式は、たとえば「休業補償給付支給請求書」の場合、その表題のあとに「複数事業労働者休業給付支給請求書」が付加されている。また、災害の要因が複数の業務によるものか、いずれか一つの事業場の業務によるかわからない請求については、両方の保険給付の請求があったものとして扱い、また一方の保険給付決定を行ったときは、もう一方の請求は遡及して消滅したものとして扱うこととしている。

使用者の補償義務とは別の給付

これまで、労災保険法は労働基準法第8章に定められている使用者の災害補償義務を、強制加入の保険で担保するのが労災保険制度の基本的な枠組みで、そこに通勤途上災害についても保険給付を行うという独自の労働者保護制度が付け加わる形だった。もちろん通勤途上災害について、使用者の「補償」の義務はなく、請求書も別の様式第16号によるものとされ、各給付は業務災害の給付名から「補償」の文字がない。

今回の改正でも、新たに設けられた「複数業務要因災害」は、労働基準法の使用者の補償義務にもとづくものではなく、労災保険独自の給付とした。したがって、給付の名称に「補償」の文字はない。

このことから、保険給付の額が翌々年の保険料に影響する労災保険料のメリット制については、「複数業務要因災害」についてはいずれの事業場についても算定の基礎には入れないこととした。これは複数事業労働者が労災事故に被災した際に給付基礎日額の算定基礎の含まれる、他の事業場についても同様の措置が取られることになっている。

この問題については、これまで一部の業種について、じん肺、騒音性難聴、非災害性腰痛、中皮腫（いわゆる「特定疾病」と呼ばれる疾病）を発症した労働者の発症原因となる業務に従事した最後の事業場について、期間が短い場合にとられた措置と同

様である。ただ、特定疾病の場合は、対象となった建設業などの業種について、調整率を定めることにより、業界全体で負担することとなっている。今回の法改正は、このような仕組みは創設されることはなく、つまり業種などに関わりなくすべての事業場の負担に委ねるというかたちになる。

大きく不具合が改正される特別加入

労働基準法上の労働者は労災保険の強制加入の対象となり、複数の事業場で働くものは複数事業労働者となるが、労働者でない働き方で労災保険に加入している、つまり特別加入者はどうするか。

労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしいとして加入を認めている趣旨から、今回の改正でも同等に扱われることとなった。つまり、1つの事業場で労働者として働き、別に自らの事業を行っていて特別加入をしている、または、2つ以上の事業で、それぞれ特別加入をしているという場合だ。

もちろん区別する必要はなく、今回の給付基礎日額の合算等も適用されることとしている。ただし、特別加入者の場合、給付基礎日額の設定が平均賃金によるものではないことから、年齢階層別の最高・最低限度額などが適用されないものとして算定される。

こうした特別加入者についての扱いは、当然のことだが、期せずしてこれまで特別加入者にとっての明らかな制度上の不具合が改正されることとなった。小規模事業場

の経営者や家族従事者などは、業種をまたいで仕事を受注することが常態となる運営をしている場合が多く、また一人親方であっても複数の業務を請け負う場合が多い。これまでは、被災時に十分な補償を受けるためには、それぞれの業務について全体の収入に見合った給付基礎日額を設定しなければならず、2つの事業の場合は単純に2倍の保険料負担をする必要があった。それが今回の改正によって、万が一のときには合算されるので、実際の就業割合に応じた加入でよいということになったのである。

さらなる改正が必要

以上、今回の改正を見渡してみると、給付基礎日額の合算、複数業務要因災害、それに特別加入制度の不具合の解決と、どれも古くから問題が明らかになっており、制度改正が必要であることが分かっているが何もアクションがなかった問題ばかりということになる。よい法律改正であることは確かだが、労災保険の対象から外れているままの、様々な職種の労働者でない働き方をする人たちの問題など、今後もさらに労災補償制度の改正へ向けた取り組みが必要といえる。



事業主・労働者の皆様へ

複数の会社等に雇用されている労働者の方々への 労災保険給付が変わります

「労働者災害補償保険法」が改正されました

改正法の施行日（令和2年9月1日）以降に、けがをした労働者の方や病気になった労働者の方、お亡くなりになった労働者のご遺族の方が以下の改正事項の対象となります。

※ 原則けがなどをされた時点で、複数の会社で働かれている方が対象です。

賃金額を合算して保険給付額等を決定

現行制度

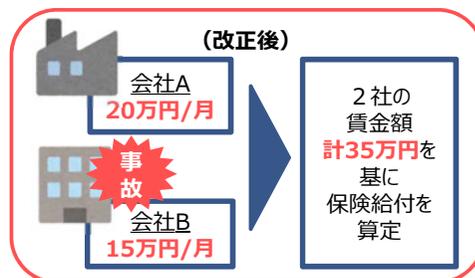
災害が発生した勤務先の賃金額のみを基礎に給付額等を決定

改正後

すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に給付額等を決定

※ 対象となる給付は、休業（補償）給付、遺族（補償）給付や障害（補償）給付などです。

(例)



※ この他に、すべての勤務先の負荷（労働時間やストレス等）も総合的に評価して労災認定できるかどうかを判断するようになります

(詳細は裏面をご覧ください)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価

現行制度

それぞれの勤務先ごとに負荷（労働時間やストレス等）を個別に評価して労災認定できるかどうかを判断

改正後

それぞれの勤務先ごとに負荷（労働時間やストレス等）を個別に評価して労災認定できない場合は、**すべての勤務先の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定できるかどうかを判断**

※ 対象疾病は、脳・心臓疾患や精神障害などです。



※ 本制度改正については、労災保険のメリット制には影響させません。

今回の制度改正では、けがをしたときや病気になったときなどに、2つ以上の会社等に雇用されている方や、けがをしたときや病気になったときなどに1つの会社等でのみ雇用されている場合（又はすべての会社等を退職している場合）であっても、そのけがや病気などの原因・要因となるもの（例；長時間労働、強いストレスなど）が、2つ以上の会社等で雇用されている際に存在していたならば、制度改正の対象となります。

※ 労働者の方だけでなく、特別加入者の方についても今回の制度改正の対象となります。

詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

⇒https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rousaihukugyou.html



(令和2年7月)

新しくなった「市民オフィス」 新事務所にお越しく下さい

関西労働者安全センターは、2020年11月、事務所を移転した。

新事務所は労働組合のJAMの所有するJAM西日本会館の5階。これまでセンターと協同で「市民オフィス」を運営してきたなにわユニオン、RI NK、近畿SCD・MSA友の会ごとの移転である。



新事務所は西区、土佐堀川沿いにある。

窓から眺める土佐堀川はご覧の通り、なかなかよい。

左がJAM西日本会館の玄関。入って右手のエレベーターで5階へ。

エレベーターを降りると、フロアの事務所の案内が。

エレベーター前の入り口に入って、オクの突きあたりに市民オフィスがある。





入り口入ってすぐは、会議スペース。
旧事務所よりも狭くはなったが、10
人程度の打ち合わせなら可能。



奥の事務スペース、川に面した壁側
が大きな窓になっていて、開放的な雰
囲気である。

お近くに来られた際には、新事務所をぜひご訪問ください。

〒 550-0001 大阪市西区土佐堀 1-6-3 J A M西日本会館 5階

電話：06-6476-8220 FAX：06-6476-8229

E-MAIL:info@koshc.jp URL:https://koshc.jp/

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、
働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月2日に設立されました。
①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の
被災者やその家族からの相談に対応、③安全健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、
④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場に立った調査・研究・提言、
⑥関係諸分野の専門家等のネットワーク、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな
取り組みを行っています。いつでもお気軽に度相談、お問い合わせください。
「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル：0120-631202」
「情報公開推進局ウェブサイト：<http://www.joshrc.org/~open/>」では、ここでしか見られない
情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートもしています。

●購読会費（年間購読料）：10,000円 ●一部：800円
●お申し込み：全国労働安全衛生センター連絡会議
Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881 URL: <http://joshrc.info/>

安全
センター
情報

指曲がり症に健康管理手帳不交付 大阪労働局が自庁取り消し

大阪労働局の判断間違いで健康管理手帳の不交付となったケースがあった。結局、審査請求後に自庁取り消しとなり、交付されることになった。

Mさんはプレス機による金属部品加工などで両手指を酷使し、「両手指変形性関節症」いわゆる「指がり症」を発症した。

当初労災不支給となり、当センターが支援して審査請求で労災認定され、以来、長期にわたって労災で療養を続けていたが、2019年に症状固定することになり、障害補償請求を行った。労災障害等級8級に決定されたが、両手指にひどい痛みと手指の関節の硬直など重い障害が残り、治療を継続しなければ痛みや指の動きが悪くなるため、症状固定後も通院が必要な状態だった。

そのような状態にある労災被災者への措置として、「アフターケア」という制度がある。

アフターケア制度では、症状固定後に後遺症に伴う新たな病気や再発を防ぐために、予防その他の保健上の措置として、診察や保健指導、検査などを無料で受けることができる。該当すると認められれば、健康管理手帳が交付される。

障害補償の調査で労働基準監督署を訪問した際に、担当官から健康管理手帳交付請

求書を渡され、「当然、請求されますよね」という態度で請求を促された。主治医の判断も当然、今後も治療が必要ということで、すぐに請求を行った。

ところが不交付、という結果が送られてきたのだった。

不交付の理由は、「両手指変形性関節症」という病名がアフターケアの対象ではないということだった。

アフターケアの対象傷病は、せき髄損傷、頭頸部外傷症候群等、振動障害、虚血性心疾患、外傷による末梢障害、呼吸機能障害、炭鉱災害による一酸化炭素中毒等など、全部で20項目ある。

この20項目の中に「手指変形性関節症」という病名はなく、一見対象外と思われるかもしれないが、上肢障害については頭頸部外傷症候群等の項目に含まれている。頭頸部外傷症候群等の項目では、1 頭頸部外傷性症候群、2 頸肩腕障害、3 腰痛を対象としており、頸肩腕障害については、「上肢等に過度の負荷のかかる業務によって、後頭部、頸部、肩甲帯、上肢、前腕、手及び指に発症した運動器の障害」と解説されている。この対象傷病にり患し、障害等級9級以上の障害補償給付を受ける方が対象である。(21ページにつづく)

死ぬまで元気です

Vol.31 右田 孝雄



皆さま、お元気ですか。前はくりちゃんの誕生日の墓参りから、静岡市内の患者さんやご家族様と面会し、「中皮腫 ZOOM サロン」に参加していただいたところまでお話しいたしましたね。

今回は、その続きで横浜の中皮腫患者さんに面会に行くところからです。「中皮腫 ZOOM サロン」に参加した後、その足で新横浜駅に向かいました。その理由は一つ。この日の宿泊先付近にある「ラーメン博物館」で夕飯をいただくためです。ホテルにチェックインした時は、午後6時になっていました。「ラーメン博物館」の開館時間を調べると、ラストオーダーは午後8時30分でした。荷物を部屋に置いて急いで「ラーメン博物館」へ行きました。何故なら、ここには数店舗の全国的に有名なラーメン店が軒を並べて、来た客は複数の店に入ってラーメンを食べるのです。だからと言って、毎回一杯ずつ食べるのではなく、ミニと言うのがあり、それを何店舗か食べていくのですが、この日の目標は4店舗制覇でした。がしかし、この日は昼にもたらふくランチを食べたので、2杯食べたら限界でした。それにしても1杯目の利尻島ラーメン「味楽」はとても美味しい1杯でした。

私には、思うことがあります。がん患者は食べることが大切です。私はこの4年間

多くの終末期の中皮腫患者さんを見てきましたが、皆さん痩せ細っていました。患者さんは治療の副作用で膨満感が出たり、悪心があったり、また吐き気を催したり、味覚障害を起こしたりして食べられなくなります。腹膜中皮腫患者さんの中には腸閉塞になる方もいます。また気持ちの落ち込みから、何も食べたくなくなる方もいます。でも基本的に食べないとダメだと思うのです。好きなものを食べて、せめて病気になる前の体重を維持して欲しいと思います。食べなくては、免疫力が落ちるのはおろか、抗がん剤などの治療に堪えうる体力すら無くします。体力さえあれば、せっかくできる治療もできなくなってしまいます。だから私は、患者さんには食べて太って欲しいと思っています。

私の場合は、人からは食べ過ぎだと言われますが私もそう思います。でも、今の私から食べることを取ったら、楽しみが無くなってしまいます。私くらいですよ、中皮腫になって8キロも太ったのは…。

さて、翌日また別の患者さんにお会いしました。約1年近く会っていなかったのですが、その姿を見て、涙が出そうになりました。めっきり痩せ細っていて、体重を聞いたら40キロを遥かに切っていて、二の腕が私の親指と中指で作った輪で回りまし



た。彼女は、食道を邪魔するように腫瘍が横たわり、食べたくても食べられないのです。毎日毎日、ゼリーや細かく野菜を刻んだ野菜スープしか飲めずにいたのです。コロナ禍になるまでは動いたり、テニスしたりそれなりに体力作りもしていたようです

が、コロナ禍で外出できなくなってからは一気に筋力も衰え、少し話ただけでも息切れしていました。

本人もこのままじゃヤバいと思っているようで、今必死で食べることを気にしているようでした。まだ40代の女性で、帰りも腕を抱えながらバス停まで送っていきましたが、わずか100メートルほど歩いただけでも息切れしていました。今の抗がん剤の効果が出て、食べられるようになることを願いながら、彼女を見送りました。

皆さん、食べることは非常に大切ですよ。

(19ページからつづき)

Mさんの「手指変形性関節症」は対象傷病であるし、障害等級は8級であるので明らかに該当し、大阪労働局の判断は、根本的に間違っていたことになる。

アフターケアは労働福祉事業での制度なので、厚生労働大臣あてに審査請求を行った。

こちらからの反論書として、「手指変形性関節症」は対象傷病であるとの主張を提出した。

反論の2か月後の2020年12月、大阪労働局から審査請求代理人である当センター事務局に「対象であったので、手帳を交付します。」と電話があった。

「症状固定が2019年4月30日であったので、手帳の発行を2019年5月1日とすると手帳の期限が4か月後の2021年4月30日までになってしまいます。交付日をこの12月にしてこれから2年にもでき

ますがどちらがいいでしょうか」という問い合わせを同時にしてきた。

Mさんは、これからの交付を選択し、12月中に健康管理手帳が交付された。審査請求については取り下げを行った。

手帳の不交付から10か月ほどかかった。

Mさんのケースは、センターの支援がなければ大阪労働局の判断ミスに気がつかず、被災者が不利益を被るところだった。こちらとしても想定外の事件であり、このようなミスもあり得ると教訓となったので、今後も労働行政に気をつけておきたい。



韓国からの ニュース

■労使主導で初のプラットフォーム労働協約、労働法の空白を埋めるか／プラットフォーム労働の社会的対話フォーラム協約式開催

配達サービス業のプラットフォーム労働者と使用者が、初めてプラットフォーム労働者の権益保障に関する協約を締結した。労働法の死角地帯にあるプラットフォーム労働者の労組する権利を保障し、アルゴリズムを通じた業務配分を透明で公正にする内容だ。協約書に署名したプラットフォーム労使は、常設の協議機構を置いて、持続的な実践も約束した。

「プラットフォーム労働の対案作りのための社会的対話フォーラム」は6日に協約式を行い、6ヶ月間議論した合意文を発表した。政府の仲裁なしでプラットフォーム産業の民間労使が主導した最初の社会的協約だ。協約は6章、33条項で作られた。△公正な契約、△作業条件と補償、△安全と保健、△情報保護と疎通などに関する配達労働者の権益保護方案、が具体的な内容だ。これらは産災保険と雇用保険、配達労働者の社会安全ネット体系作りと職業訓練、雇用サービス構築、配達サービス業関連法律の制定を、政府と国会に要求する建議文も採択した。

協約式にはフォーラムを牽引してきたイ・ビョンフン委員長(中央大教授)など、公益の専門家と労働側のカン・キュヒョク・サービス連盟委員長、パク・ジョンフン・ライダーユニオン委員長、チェ・ソンジン・コリアスタートアップフォーラム代表、キム・ポムジュン「優雅な兄弟たち」代表などが参加した。

今回の協約は、労働法のすべてが適用され

ない労働者と使用者が、額を突き合わせて新しい秩序を作ったという点で意味がある。協約の目的と適用対象を規定した総則で、企業は「労組する」権利を保障し、団体交渉の主体として労組を尊重しなければならないと明示した。配達労働者にすべての危険を転嫁していた配達環境も変わるものと見られる。企業は深夜配達や酷暑・強風・蒸し暑さといった悪天候と感染症の危機の時に、安全対策を講じなければならない。危険な速度競争を誘発する政策も避けることで合意した。相談窓口作りの義務化条項も入れられた。2020年10月7日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

■最近5年間の産災隠蔽摘発、4583件

事業主が産業災害を隠して摘発された件数が、2016年から2010年6月までの最近5年間で4583件に達すると調査された。今年にはCOVID-19の影響で「勤労監督の空白」が現実化し、「安全死角地帯」が広範囲に発生するものと予想される。環境美化員など、清掃業従事者の産業災害件数も毎年急激に増加していて、COVID-19に伴う使い捨てゴミの増加による災害の心配が一層高まっている。

勤労監督によって摘発された件数が1598件と最も多く、産業災害補償保険の代わりに健康保険給付で処理して摘発された事例が、1512件だった。2017年の産業安全保健法の改正によって処罰規定が強化されたが、隠蔽は2018年に801件、2019年に991件で、相変わらずの状況だ。しかし、産災の隠蔽で起訴された事業場はこの3年間にせいぜい11ヶ所に過ぎず、「温情的な懲戒処分」もこのような慣行に一役買ったと見られる。

今年上半期の摘発件数は218件と大幅に減ったが、これはCOVID-19で労働部の勤労

監督自体が減ったためと分析される。実際に、隠蔽件数の中で勤労監督で摘発された事例だけを見れば、昨年 459 件で、今年は 8 月までに 24 件と大幅に減少した。

COVID-19 事態の渦中で「必要不可欠な労働者」である清掃業従事者の産災の危険も高まっている。イム議員によれば、地方自治体の環境美化員、民間施設の清掃員などの産災承認件数は、最近 5 間は合計 1 万 7831 件で、2016 年の 2983 件から 2019 年の 4624 件に急激に増加した。今年は 8 月までに 2979 件と集計された。この 5 年間で 167 人が死亡している。地方自治体の民間委託環境美化員が、ゴミ回収のための内部装置に挟まれたり、交通事故で亡くなった事例がそのほとんどを占めた。2020 年 10 月 8 日 京郷新聞 キム・サンボム記者

■サムソン電子光州工場の産災隠蔽は事実

サムソン電子光州工場の産業災害縮小・隠蔽疑惑が雇用労働部の現場調査の結果、事実と確認された。

12 日、国会・環境労働委員会のイ・スジン共に民主党議員が、労働部に提出させた資料を見ると、光州地方雇用労働庁は 8 月 18 日から 28 日まで現場調査を行い、最近 5 年間でサムソン電子の光州地域の事業場 4 ケ所で、仕事中に怪我をしたが労働部に報告しなかった事例 10 件を確認した。労働部はサムソン電子に産災発生報告義務違反と発生の原因記録・保存義務違反で、是正命令と同時に 6640 万ウォンの過怠金を賦課した。光州支庁は現在も追加調査を進行中だ。

労働組合は、今回の労働庁の調査は自発的に申告されたごく一部の労働者を対象に行われたもので、サムソン電子光州工場の産災事故の相当数は依然として隠蔽されている可能

性が高いと見ている。韓国労総の関係者は「労働部が産災の隠蔽申告を会社にさせるようにし、調査も会社と一緒に実施したことが把握された」と話した。2020 年 10 月 12 日 ハンギョレ新聞 キム・ヤンジン記者

■昨年の産災認定、「過労死」だけで 300 人に肉迫

昨年、300 人近い労働者が過労で死亡したことが分かった。激務とストレスで脳・心臓・血管系統に問題が生じて、死んだり病気になる労働者は、この 5 年間 3591 人になると確認された。

昨年脳心血管系の病気で亡くなって、産災保険金の支給を申請した 747 件の内、業務との因果関係が確認され、産業災害（過労死）と認められた事例は 292 件だった。今年は、8 月までに 200 人が、過労死による産災を認められた。

産災を認められた過労死件数は、2016 年の 150 件から昨年の 292 件に、毎年増加している。2016 年から今年の 8 月までに、9946 人が過労による疾病・死亡を産業災害として勤労福祉公団に申請し、この内、過労死と承認された事例は 1113 件だった。

過労死が最も多く発生した業種は「建築建設工事業」だった。2016 年から今年までに 269 人が過労死による産災を申請した。「建物など総合管理事業」「卸・小売りと消費者用品修理業」が後に続いた。2020 年 10 月 22 日 京郷新聞 キム・サンボム記者

■CJ 大韓通運が謝った日、宅配労働者死亡の便りが飛び込んだ

22 日、宅配労働者過労死対策委員会は「CJ 大韓通運で働いていた 30 代の労働者が、20 日夜 11 時 50 分頃、CJ 大韓通運の昆池岩ハ



ブターミナルで突然倒れ、病院に移送されたが、翌21日の1時に亡くなったことが分かった」とした。故人は物流センターとハブターミナル、サブターミナルを行き来する幹線車輛を運行して宅配物品を運ぶ仕事をしていた。対策委は「亡くなった労働者の勤務状況を調べてみると、長時間労働に苦しめられたことが明らかだ」とし、「彼の死は明白な過労死で、慢性的な宅配業界の長時間労働が生んだ残念な事件」だとした。

病院は故人の死因を「原因未詳の心停止」としたが、対策委側は「過労で亡くなった宅配労働者の中にも似たケースが結構あった」とした。「故人が5年前に心臓に関連した手術をしたことはあるが、既に全快し、健康に特別な異常はなかった状況と把握している」とも話した。対策委は「配送を担当する宅配運転技師以外にも、宅配業界に蔓延した長時間のきつい労働に対する根本的な対策作りが急がれる」とし、政府次元の対策作りとCJ大韓通運の謝罪などを求めた。2020年10月22日 ハンギョレ新聞 チェ・ウォンヒョン記者

■事業場内の感染症予防・拡散防止「事業主の義務」新設

職場で COVID-19 に感染する事例が続いて、事業場内の感染症予防と拡散防止のための事業主の義務が新設される。

大統領直属の雇用委員会は28日、このような内容の「COVID-19 時代、安全な職場造成推進方向」案件を審議・議決した。

案件を提出した雇用労働部は、感染症警報が「注意」または「警戒」の時、事業主に核心防疫規則の遵守義務を付与する産業安全保健基準に関する規則(安全保健規則)を改正するとした。事業主は予防計画の樹立と保護具の支給・支援、妊婦・65才以上の者のような感染脆弱群と陽性者との接触制限と、保護具の優先支援をしなければならない。感染者が発生した時は、感染の事実を事業場に告知し、感染者の移動場所の周辺の作業を一時中止して消毒し、感染症が疑われる者に対する検査措置をするとした。

労働部は産業安全保健法施行規則の改正によって、事業場の保健管理担当者を対象に、平時に「感染症予防・管理」教育を実施する計画だ。現在は職務教育に感染症に関する事項がない。2020年10月29日 毎日労働ニュース ヨン・ユンジョン記者

■サムソンの労組潰しによる「適応障害」、産災認定

旧サムソンエバーランドに労働組合を作る過程で、使用者の弾圧で不当解雇までされた金属労組京畿本部サムソン支会のチョ・チャンヒ副会長の適応障害を、勤労福祉公団京仁業務上疾病判定委員会は25日、業務上災害と判断した。サムソンの労組弾圧が適応障害の発生に繋がったということだ。

サムソンエバーランド(現サムソン物産)で働いていたチョ副支会長は、2011年7月の複数労組制の施行によって新規労組を結成した。サムソンの労働者が自発的に結成した初めての労組だった。しかし「無労組経営」方針を受け継いできたサムソンは、直ちに労

組潰しを始めた。サムソンは不法査察によってチョ副支会長が無登録車を運行したと警察に申告し、解雇した。労組結成から6日目に解雇されたチョ副支会長は、「労組結成を理由に不当解雇された」として労働委員会に救済申請をしたが、受け容れられなかった。チョ副支会長は2012年に裁判所に訴訟を提起した。

裁判の争点は、証拠として提出された150ページの「2012年Sグループ労使戦略」文書の真偽だった。文書には「19の系列会社に労組が結成される場合、すべての力量を投じて早期瓦解に注力し、労組がある8社については、既存労組との団体協約を根拠に、解散を推進せよ」という指針が書かれている。大法院は2016年12月、サムソンが作成したこの文書によって進行されたチョ副支会長の解雇は不当労働行為だと判決し、チョ副支会長は2017年3月に復職した。

京仁業務上疾病判定委員会は「チョ副支会長の場合、職場内の労組結成の過程で発生した会社の弾圧と、不当解雇などによる長期間の争訟過程で、様々なストレス性の事件の経験が確認され、持続的な心理的圧迫が申請人の心理状態に相当な影響を及ぼしたことが確認された。適応障害が、業務と相当な因果関係が認められるというのが審議委員の一致した意見」とした。2020年10月27日 京郷新聞 キム・ジファン記者

■車が混んで迂回路もないのに、拒否できないAI配車

地形上バイクが出入りできないマンション・公園に配車、道路や交通状況を考慮しない直線距離基準の安い配達料、不可能な動線による切迫した配達時間…。「クパンイーツ」「配達の民族」の配達労働者が、最近導入さ

れた人工知能(AI)によるアルゴリズム自動配車による被害を証言した。

ライダーユニオンは3日に記者会見を行い、配達業者のアルゴリズム自動配車システムがライダーの労働条件を悪化させていると明らかにした。配達料など労働条件を決めて点数を付け、労働者を評価するアルゴリズム自動配車システムが、労働者を指揮・監督しているという主張だ。

配達労働者は一般配車とAI配車の内、一つを選択して配達要請を受けることができる。一般配車モードでは、労働者が物品受領の場所と到着地を見て、直接コールを受けられる。AI配車モードでは、アルゴリズムが自動でコールを配分する。労働者は受諾または断ることができる。ライダーユニオンのク・キョヒョン企画チーム長は「初めにAI配車に追加配達料を与えるプロモーションで、ライダーをAI配車に誘導した」「AI配車が定着した後は、一般配車のコールは殆どなくなった」と話した。

AI配車は実際の距離でなく、直線距離を基準として計算し、配達料は今までより低く設定され、配達時間もより切迫して設定される。天候や交通状況、バイクの出入りが可能かどうかなどを考慮しない非効率的な配車も繰り返される。コールに生活が懸かっている労働者は、AIシステムが無理な要求をしても断り難い。受諾率が落ちれば配車で不利益を受けるかも知れないという心配のためだ。「配達の民族」で5年目のイ・ビョンファンさんは「配車を断るとコールが入ってこないで、やむを得ずコールを受諾する」「長い距離を短い時間内に配達しなければならないから、乱暴運転、信号違反まですることになる」と話した。2020年11月3日 京郷新聞 オ・ギョンミン記者

■現代重工業の塗装作業労働者、23人に皮膚発疹／金属労組現代重工業支部

現代重工業で塗装作業をする労働者に、赤い斑点などの皮膚疾患が集団発生したことが明らかになった。労働界は「4月に現代重工業とKCCが共同開発した塗料を使った後から疾患が発生した」とし、雇用労働部に使用中止命令と疫学調査を要求した。

民主労総蔚山本部と金属労組現代重工業支部など、蔚山地域労働者健康権対策委員会は3日に記者会見を行い、「4月に現代重工業が持ってきた親環境無溶剤塗料を使い始めてから、塗装作業労働者の間に皮膚発疹が発生し始めた」、「一部の組合員はかゆみのために熟眠できず、苦痛を訴えている」と主張した。委員会が確認した被害労働者は現代重工業の先行塗装部で働く労働者17人と、海洋塗装の労働者6人の計23人だ。これらは赤い斑点と水ぶくれができる皮膚発疹症状を訴えている。

委員会は、△無溶剤塗料の使用中止、△直ちに疫学調査を実施、△調査の過程に労組の参加を保障、などを要求した。

現代重工業の関係者は「皮膚発疹の原因と推定される物質の使用を全面中止して、メーカーと正確な原因を糾明する」、「11月初めからは改善された製品を使う予定」と明らかにした。2020年11月4日 毎日労働ニュース オ・クウン記者

■海外に行った「全泰壺」／映画上映会と追慕曲で讃える日・中

「1978年に日本で映画『オモニ』が封切りされた時は客席にいましたが、42年後に直接上映会を開くことにしました。」

日本、大阪の労働活動家中村猛氏(76)は

うきうきした声を隠すことができなかった。30代の初め建設労働者であった彼は、長時間労働に疲れて「このままでは死んでしまう」として労働運動に飛び込んだ。労組を弾圧する会社からのあくどいじめに会った時、全泰壺と会った。全泰壺烈士とお母さん李小仙女史の闘争を描いた日本の映画「オモニ」を通じてだった。

「勤労基準法を遵守せよ」という全泰壺の叫びはブルーカラー労働者である中村氏の胸に刺さった。当時日本労働組合総評議会(総評)は日本の俳優が出演するこの映画の上映運動を大々的に展開した。約40万人が映画を観覧し、収益金一部は李小仙女史に送られた。

1989年に全北の日系会社で働いた韓国労働者が、廃業に抗議して日本に遠征闘争を来ると、中村氏は労働者の法的闘争を支援した。この縁を契機に李小仙女史とも会った。

2002年「全泰壺評伝」が出版された中国でも、労働活動家が全泰壺逝去50周年を追悼した。2008年から文化共同体「北京労働者の家」で活動したリュトウ(52)博士はパートナーのスノンと「きらびやかな光—全泰壺に捧げる歌」を作詞・作曲して全泰壺財団に送った。正規表現園光の韓中関係研究院の研究教授が翻訳を担当した。最近、女性ケア労働者らと一緒に歌「人生と向き合って」等を作ったリュトウ博士に歌は「全泰壺に対す



上映会を企画した中村猛氏

る畏敬感を最もよく表現できる方法」だった。

彼はバス代を節約して幼い女工に草パン（粗末なパン）を買おうと歩いて出出勤し、勤労監督官に不条理を告発した全泰壺の行跡を、歌詞の一行一行に溶かした。リュトウ博士は 2015 年にソウル、東大門の平和市場で全泰壺の銅像を見た瞬間を生き生きと憶えている。2020 年 11 月 12 日 ソウル新聞 キム・ジュヨン記者

■「焼き」に苦しんで自死したソ・ジユン看護師に産災認定

「灰になる時まで困らせる」という病院内の悪習「焼き」に苦しめられ、自ら命を絶ったソ・ジユン看護師の死が業務上災害と認められた。

勤労福祉公団はソ看護師の遺族が提出した遺族給付および葬祭料の請求に対して、業務上疾病判定委の審議を経て、業務上疾病と認定すると 9 日明らかにした。

ソウル医療院で働いたソ看護師は、昨年 1 月「病院職員からは弔問も受けるな」という遺書を残して、自宅で自ら命を絶った。その後ソウル市の傘下に作られた「ソウル医療院看護師死亡事件関連真相対策委員会」（真相対策委）は、6 ヶ月間の調査の結果、ソ看護師が業務と関係ない派遣勤務をさせられたり、必要な机とコンピュータも支給されないなど、職場内いじめにあったと見られるという結論を出した。

業務上疾病判定委は先月 29 日に審議会議を開いて、遺族と代理人の陳述を聴取し、関連資料を検討した結果「（ソ看護師が）業務と職場内の状況で、精神的な苦痛を味わったことが認められ、業務上の過労とストレスが累積することによって正常な認識能力が低下した状態で、極端な選択をしたと見るのが妥

当だ」と判断した。

「故ソ・ジユン看護師死亡事件市民対策委員会」は「ソウル医療院はソ看護師の死にも拘わらず、該当の看護管理者を警告懲戒だけし、真相対策委の勧告も履行していない」として「これ以上職場内いじめで看護師が苦痛を味わわないように、勧告案を履行せよ」と要求した。2020 年 11 月 9 日 京郷新聞 イ・ヒョソン記者

■「生命安全基本法」を発議／キム・ミスクさん「これ以上の涙をなくさなければ」

「息子のヨンギュンを失った痛みの現実には、あまりにもぞっとしました。（中略）『これ以上、安全によって涙を流す国民がないように』法的な安全装置と雰囲気造成のために、最善を尽くすことを要求します。」

泰安火力発電所の産業災害で亡くなったキム・ヨンギュンさんのお母さんキム・ミスク・キム・ヨンギュン財団代表は 12 日、国会の疎通館で行われた「生命安全基本法」発議の記者会見でこのように話した。生命安全基本法は、国民の基本権として、安全に生きる権利と、国が国民の生命と安全を保護すべき責務を持つと明示する。

これを実現するための制度的な装置としては、人権に基盤を置いた安全政策の樹立、被害者の人権保障と支援体系の構築、安全弱者のための特別な保護、点検・補完体系として独立的な調査機構の設置、危険に対する知る権利の保障、安全影響評価制度の導入、犠牲者の追悼と共同体の回復、市民と被害者の参加の保障を提示している。2020 年 11 月 12 日 京郷新聞 チョン・テヨン記者

■重大災害企業処罰法制定せよ！

民主労総の組合員が 24 日、汝矣島の共に



民主党の事務所の前で、産災で死亡した99人の遺影を椅子に置いて、重大災害企業処罰法の制定を要求する集会を行った。民主労総は毎年2400人も産災死亡者が発生し、繰り返される災難惨事を止めるために、重大災害企業処罰法を制定すべきだと主張した。
2020年11月24日 キム・ミョンジン記者

■ポスコ・光陽製鉄所で爆発事故、3人が死亡
全南のポスコ光陽製鉄所で発生した爆発事故で、作業をしていた3人の労働者が亡くなった。

光陽市災難安全状況室などによれば、事故

は24日の午後4時頃、第1高炉の近くで、酸素供給配管バルブを操作中に発生した。

近くにポスコの職員1人と協力業者の職員2人がいた。2人は心停止状態で発見され、1人は2時間後に、捜索作業に当たった119隊員によって、亡くなっているのが発見された。

火災は消防車10台と消防隊員50人が出動して20分程で鎮火したが、二次爆発の危険があって、現場への接近は制限された。

ポスコ光陽製鉄所での爆発事故は、昨年12月24日にも発生した。排熱発電所の試験中に発生し、この事故で、製鉄所で働いていた研究員と技術者5人が重軽傷を負った。

2019年だけでも、光陽製鉄所で三度の事故が発生した。これに対して、民主労総・全南本部と金属労組・光州全南支部、ポスコ支会、ポスコ社内下請け支会などは、続く重大事故にしっかりした対策を執れと要求していた。2020年11月25日 民衆の声 イ・スンファン記者
(翻訳：中村猛)



中皮腫ポータルサイト
みざくりハウス

<https://asbesto.jp/>



中皮腫患者さん同士をつなぐ、患者さんによる患者さんのためのポータルサイト
お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊

前線から

フォークリフトの腰痛予防対策その3

大 阪

組合はメーカー側との面談について了承はしたものの、大学に折衝をまかせて、メーカー側からどれぐらい研究・調査費用を出してもらえるかについても、組合としてあえて聞かなかった。以降、神戸港での振動調査について当初はメーカーも参加していたが、一定の調査方法も把握した事もあって、組合と大学で調査が進められた。その夏、連日30度を超える猛暑が続き、港湾の職場というのは屋外が多いため、組合員が熱中症で倒れるアクシデントがあったり、扁桃腺で寝込む者が出たり、実を言うと、私も熱中症で調査を何日間か欠席する自体に見舞われた。

そんな折り、大学と組合が泊まり込みの集中調査に入った際、最終日の夜にメーカー、大学、組合の三者で交流会が開催され、組合から調査の経緯や経過等

の報告及び大学からの調査に関しての中間報告を行って、一旦お開きとした。後日、大学から連絡が入って、「この間の宴席にICレコーダーがあったの、知ってましたか？」と私に聞いてきました。私は何のことだか分からず、大学側から「林さん達の会話の全てが録音されているのはメーカー側から知らされていたのですか？」と言われ、私は「いいえ」と答えた。「これは『盗聴』されていたということ」と大学から返事が返ってきた。もちろん同席していた大学側の会話も盗聴されていたのだった。特に会話の内容は差し障りのないものであったが、行為そのものに対して憤慨し、組合はメーカー側に謝罪を求めた。メーカーは謝罪した後、調査から撤退することとなった。その後は大学と組合とで細々と調査が進められることになった。

約1年後、我々の調査をどこで知ったのか不明だが、広島県の大手自動車メーカーのイス製造会社から大学へ調査協力の依頼があり、早速、大学で三者面談を開催することとなった。

面談してみると、前回のメーカーより規模も大きく、研究能力も高いことから、今まで調査した結果を基にまずイスそのものの開発に着手することになり、イスの素材の調査に取りかかった。数ヶ月後、試作品として開発されたイスをフォークリフトに設置し振動調査を実施、調査は数ヶ月続いた。改良に改良を加えテストしたが、結果的には振動は大幅改善されたものの、人間工学的には安全基準に到達せず、調査の視点を変え、イスを支えているスプリング等を含めた本体部分の開発をメーカーが進めることになった。これも試作品を何度も調査をしたが、中々納得する結果が得られず、一端調査を中断し、メーカーサイドの調査に委ねることにした。しばらくすると試作品が完成したと大学を通じて連絡が

入り、その都度現場でのフォークリフトに試作品のイスを設置し、振動調査を繰り返す日々が続く約2年間続き、2007年秋に神戸港での調査で初めて基準値がクリアする結果が達成された。その調査は数日間続行された。一旦、大学で研究結果をまとめ、翌年の2008年1月23日神戸三宮・京橋センターで、組合、組合関連の業者、各産業車両メーカー、マスコミその他関係者を含め約200名が参加する中、「振動が小さいフォークリフト産業車両の椅子の改善等についてのシンポジウム」を開催した。調査・研究で得られた結果を基に、人間工学的に振動を軽減させ、身体に優しいイスの報告を行い、同時に会場には、開発されたイスの試作品（ほぼ完成品）を10脚展示するなどし、各メーカーに採用及び生産ラインに乗せる訴えを行った。

以降、大学側及び調査に協力してくれた広島県のイス製造会社には問い合わせや詳細について問い合わせがあったが、非常に残念ながら生産ラインに乗らず、

販売にまで至らなかった。メーカーサイドに問い合わせると「イスの単価コストが非常に高価なものになり、生産しても売れるか」という事で実現されることはなかった。組合員から要望をもらって、調査に約15年の歳月が流れ、イスの完成には至ったが、現実

の販売はかなわなかった。組合員の期待に応えられなかったことは非常に残念だったが、各メーカーには今後の技術開発の参考にはなったことと、今回の調査・研究に携わったことは、今後の活動の一躍を担う結果となった。（事務局：林繁行）

不可解な社会保険資格の喪失と年金事務所の怠慢

大阪

社会保険、すなわち健康保険と厚生年金は、資格の取得と喪失の手続きを事業主が行う。そして被保険者である従業員の社会保険料の自己負担は賃金から控除され、事業主が納付義務を負う。また、従業員が何らかの事情で休み続け、賃金を支払っていないから控除できない、だから今月の社会保険料は支払わない、ということは認められない。事業所にとってはなかなかの負担になるが、従業員の現在と将来を守る重要な保険であるから、おいそれと資格喪失などはできないはずである。

健康保険法でも資格喪失は被保険者である従業員が①死亡したとき、②退職したとき、③健康保険法3条但し書きに該当するとき（船員保険の被保険者になったとき、臨時に使用されるものになったとき、後期高齢者医療の被保険者になったとき、等）、④事業所が健康保険の適用事業所でなくなったとき、である。

ところが、業務上疾病などで長期休業している従業員の社会保険を、事業主が喪失させるという事件が続いた。

このようなとき、従業員は確認請求という法律上の

手続きに従って防衛することになる。日本年金機構のウェブサイトによると、「健康保険及び厚生年金保険の被保険者の資格取得及び資格喪失は、適用事業所の事業主の届出により行われ、保険者の確認によってその効力を生じます。しかし、事業主の未届又は事実と相違する届出が行われた場合には、後日、被保険者が保険給付等を受けるときに不利益を被ってしまう場合があるため、被保険者又は被保険者であった者が、自らも保険者へ被保険者資格の確認の請求ができるようになっていきます」と説明されている。

たとえば、病気で長期療養をしている従業員がいるとする。通っている病院では、少なくとも1か月に1度は被保険者であることを確認するために、保険証がチェックされる。しかし、あるとき病院の受付で「この保険証は無効になっているので先月分から自費になります」と言われることを想像してもらいたい。入院などすれば高額療養費制度も利用するし、傷病手当金の請求もする。社会保険の

資格を失ってしまうと、安心して治療を受けられないばかりか、療養中の生活にも多大な影響を与えることになるだろう。そのため、確認請求が行われた場合、処分庁も速やかに調査を行い、当該労働者が保険給付を受ける権利を回復させなくてはならない。

ところが実際に確認請求を行ってみると、所轄の年金事務所の対応が非常に悪い。

業務上疾病で休業中のある従業員のケースでは、休業を開始した時期が平成28年10月26日であった。事業所の就業規則によると、退職が認められる期間が1年6か月であり、平成30年4月25日に自然退職という扱いになっていた。労災請求は平成30年4月27日となっており、この「自然退職」後ではあるものの、業務上疾病が認められたため職場復帰を求めている。当然社会保険の回復も求めているが、事業所が頑なに拒否している。所轄労働基準監督署も解雇制限期間中の解雇について事業所を指導しているにもかかわらず、年金事務所は確認

請求に対して却下の決定を下した。

もう一つの例は、労災ではないが、適応障害で毎月事業主に診断書を送付して休業する旨を伝えているにもかかわらず、精神疾患になるような従業員に社会保険加入は不要だ、と資格を喪失させてしまったケースである。事業主は大阪府会議員を務めるような人物だが、極めて常識がない。わざわざ書面で「解雇はしません。しかし社会保険は先月分から解約します」と通知してくるほど程度が低い。この事案に対し、所轄年金事務所は当方に「職権で回復できない」と電話で伝えてきた。理由を尋ねると「タイムカードなどの出勤状況が分かるものがないから」と言う。この理由だと、がん闘病中でも骨折して療養中でも、長期療養者はおしなべて社会保険の資格を喪失してしまうことになる。こんな非常識な話はないが、結局却下されてしまった。却下理由も「退職はしていないが、常用であるか不明であるため」と記載されている。

両ケースとも審査請求を

行い、原処分に対して不服を申し立てることになるが、両ケースで共通していることは、年金事務所が聴取のために、事業所を呼び出したときに事務所代理人として弁護士や社会保険労務士が出席し、被保険者資格を回復させても回復分の社会保険料を支払う意思はないし、強制的に徴収され

た場合は決定について争うという意味を示している点であった。社会保険は労働者にとって基本的なセーフティネットであるのだから、年金事務所にはこのよ

うな不当な圧力に屈せず、原理原則を貫いてもらいたい。



「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる
「中皮腫」患者の闘病の記録

もはや これまで

(付)聞き書き 6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？死ぬとは？中皮腫でお悩みの方、
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。
この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

【お問い合わせ】

関西労働者安全センター

TEL:06-6943-1527

FAX:06-6942-0278

mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

■出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー

■定価：本体1500円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

10月の新聞記事から

10/1 大阪市のレストランで働いていた男性シェフが平成24年急性心筋炎を発症し、2年後に脳出血で死亡したのは過重労働が原因として、遺族が国に労働災害と認めよう求めた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁は過重労働が原因とは認められないとして、遺族補償年金などの支給を認めた1審判決を取り消した。1審大阪地裁判決は、急性心筋炎発症までの約1年間の平均時間外労働が月約250時間に及んだため、「免疫力に著しい異常が生じた」と認定。過重労働との因果関係を認め、国が控訴していた。大阪高裁の判決は、血液検査の結果や発症前の行動から「免疫力が低下していたとは認めがたい」と指摘。急性心筋炎は労災認定の補償対象疾病に含まれておらず、過重労働や疲労で発症に至るという医学的な根拠はないとした。

パワハラ問題を受けて年運航を休止していた岐阜県の防災ヘリコプター「若船3」が、約1年ぶりに運航を再開した。整備士のパワハラ行為が原因で、部下が休職するなどして安全運航に必要な点検や整備ができなくなっていた。県は整備士を確保するとともに、再発防止のためアクションプランを策定し、研修などに取り組んでいた。

10/2 群馬県内にある「ワタミの宅食」（ワタミ株式会社）の営業所で、残業代の未払いがあったとして、高崎労働基準監督署が、労働基準法違反にもとづく是正勧告をおこなった。勧告は9月15日付。同営業所の所長で、労基署に申告していた40代女性が会見を開いた。女性は2017年、ワタミに正社員として入社。ことしから群馬県内の2つの営業所の所長を担当していたが、長時間労働などが原因で、7月下旬ごろに精神疾患を発症した。発症前1カ月の残業時間は175.5時間、27連勤があったという。

政府は閣議で、建物解体前にアスベスト使用の有無を行政機関に報告するよう、2022年4月から業者に義務付ける改正大気汚染防止法の政令を決定した。対象は延べ床面積80平方メートル以上の建物で、石綿含有の有無を調べ、結果を都道府県などに報告しチェックを受ける。政令ではこのほか、石綿をセメントで固めたスレートなども21年4月から規制対象の建材に加えるとした。

10/6 ミジョンソン・エンド・ジョンソン（J&J）のベビーパウダーががんを引き起こしたとして消費者が提起していた1000件余りの訴訟について、同社は1億ドル（約105億円）余りを支払い、和解することで合意した。J&Jのベビーパウダーの発がん性を巡っては、なお約2万件の訴訟が未決着。審理開始前あるいはそのさなかに、多くの原告側弁護士との間で一括した和解に達したのは今回が初めて

10/13 兵庫県尼崎市の三菱電機コミュニケーション・ネットワーク製作所に勤務し、16年に過労自殺した40代男性社員の遺族と会社が今年1月、再発防止の取り組みを報告することや損害賠償の支払い、謝罪などに関する合意書に調印していた。15年の配置転換後に時間外労働が大幅に増え、月100時間ほどになることもあった。17年に労災認定された。

10/14 吃音のある札幌市の新人看護師の男性（34）

が自殺したのは業務が原因だとして、遺族が国を相手取り、遺族補償などの不支給の取り消しを求めた訴訟の判決が札幌地裁であり、業務での心理的負荷により精神障害を発病したとして労災を認め、国に不支給の取り消しを命じた。男性は2013年4月から札幌市内の病院で働き、試用期間中に適応障害とうつ病を発病し、7月に自宅で自殺した。

10/15 大阪府内の近畿日本鉄道（大阪市）の高架下貸店舗でうどん店を営んでいた女性（83）が、2020年6月に「中皮腫」で死亡した。同じ高架下で中皮腫にかかり死亡したのは、女性で3人目。女性の長男は近鉄などに対し、慰謝料など約3600万円の賠償を求めている。女性は1970～15年に高架下の貸店舗でうどん店を営み、1階を店舗、2階を倉庫や休憩所として使っていたが、2階の壁には「青石綿」が吹き付けられ、むき出しだった。

10/20 古河市は同市立中学校に勤務していた元教諭の男性が長時間労働の末に2017年2月に自殺したとして、遺族が約1億1160万円の損害賠償を市に請求する訴訟を起こしたと発表した。市は男性が労災認定されたか明らかにしていない。第1回口頭弁論は水戸地裁下妻支部で28日に開かれる。男性は長時間労働に従事する中、同僚とのトラブルによってうつ病を発症。17年2月24日に自殺したとしている。

10/21 2009年に会社員の男性が自殺したのは、仕事上の激しいストレスでうつ病になったのが原因だとして、妻が遺族補償を支給しなかった三田労働基準監督署の処分取り消しを求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は請求を棄却した一審東京地裁判決を覆し、労災と認め、処分を取り消した。男性はNEC（東京）に正社員として勤務。芸術文化支援活動を長年担当したが、上司とトラブルになり、09年1月ごろ、うつ病を発症した。4月に未経験のIT関連業務の担当となり、達成困難なノルマを課されたことで、5月ごろ再発し、7月に自殺した。

10/22 三菱UFJ信託銀行の子会社「三菱UFJ代行動ビジネス」（東京）に正社員として勤務していた20代女性が、上司にセクハラを繰り返されたことで精神障害になったとして、立川労働基準監督署が労災認定していたことが分かった。認定は2019年2月。女性は当時入社2年目で、直属の男性上司から待ち伏せされて自宅の最寄り駅までついてこられたり、恋愛感情をあらわにされたメールを繰り返された。身体接触のないセクハラを主要な理由とした労災認定は珍しいという。労基署はこれらのセクハラに加えて、発症1カ月前に時間外労働が普段よりも20時間以上増え71時間になったことも合わせて、2019年2月8日に業務上災害と認めた。

10/29 2011年の東京電力福島第1原発事故の後、復旧や廃炉などに関連した作業に携わった作業員らの労災認定が、今年10月1日までの9年半余りで269件に上ることが分かった。年度別では14年度の58件が最多。その後減ったが、おおむね20件前後で推移する。被ばくによるがんや過労死が理由の認定もあり、作業員が厳しい環境で働く実態が浮き彫りになった。

11月の新聞記事から

11/2 「世界疾病負荷」(GBD)の結果が10月に更新され、日本のアスベスト(石綿)による年間死者数の推計が初めて2万人を超えた。世界でも米国、中国に次ぐ3番目の多さ。GBDは、米ワシントン大の保健指標評価研究所が中心となり、世界各国から集めたデータを包括的に分析して病気別の死亡者数などを推計する国際研究プロジェクトで、1~2年に1度、結果が公表される。

11/4 介護老人施設で看護師長をしていた寶田都子さんは、長時間に及ぶ時間外労働などで適応障害を発症したとして、高松労働基準監督署に労災請求したが認められず、国に決定の取り消しを求めている。今年6月、1番の高松地裁は寶田さんの訴えを退けた。控訴審で、寶田さんは時間外労働やパワハラで受けた心理的な影響について改めて主張する方針。

新型コロナウイルスの感染者が2番目に多い横浜市で、感染が拡大した4月、対応に当たっていた職員の3人に1人が過労死ラインを超える時間外勤務(残業)をしていたことが、判明した。横浜港に停泊したクルーズ客船での集団感染や、日ごとに増える感染者の対応に迫られた過酷な勤務実態が浮かび上がった。

11/5 米カリフォルニア州で3日行われた住民投票の結果、ウーバー・テクノロジーなどのライドシェアサービスの運転手が、州の「待遇改善法」の適用対象外となり、個人事業主にとどまることになった。同法は、仕事をネットで請け負う「ギグ・エコノミー」の担い手保護の先進事例とみられていたが、これに反対する企業側の大キャンペーンが奏功し、「従業員化」は実現しない見通し。同州ではこうしたサービスの運転手を個人事業主にとどめることを求める住民投票が行われた。

厚生労働省は、2019年1月以降の毎月勤労統計の全国調査で、従業員500人以上の事業所を全て集計しなければならないのに、79事業所が対象から漏れていたと発表した。20年8月分までの20カ月分の統計を訂正。集計結果に基づき19年8月以降に支払われた労災保険の遺族補償年金と障害補償年金について、約120人に総額50万円程度を追加給付する。厚労省の事務処理ミスが原因で、神奈川、愛知、大阪の3府県の一部事業所が集計対象から漏れた。

アスベストの労災被害を証明する際に利用される死亡診断書について、法務省が6月、全国50カ所の法務局に対し、戸籍法施行規則の原則に基づいて27年間保存するよう要請した。近年は同規則の特例を活用して5年で廃棄する動きが広がり、時間がたってから遺族が被害に気づいた場合に証明が難しくなるケースが相次いでいた。

11/9 1963年11月9日に福岡県大牟田市の三池炭鉱三川坑で起き、戦後最悪の労災事故と言われる三井三池炭塵爆発の慰霊碑が、現場の三川坑跡に完成した。事故発生日の9日、慰霊を兼ねた除幕式が行われ、犠牲者の遺族ら約200人が参列した。慰霊碑にはは事故の死者458人全員の氏名と当時の年齢が刻まれている。

11/25 三菱電機は、上司のパワハラが原因とみられ

る社員の自殺など労務問題の再発防止徹底に向け追加対策を公表した。役員を含む全社員がハラスメント行為を行わないと書面で宣言する。外部専門家らによる意見を踏まえて対策を強化し、職場からハラスメント根絶を目指す。

一橋大学アウトティング事件裁判の控訴審判決が、東京高裁で行われた。裁判長は「アウトティングが人格権ないしプライバシー権等を著しく侵害する許されない行為であるのは明らか」と言及した一方、一橋大学の安全配慮義務違反は問えないと、遺族側の請求を棄却した。遺族は上告しない方針。一橋大学院のロースクールに通う当時25歳だったゲイの大学院生のAさんが、同級生にLINEグループで同性愛者であることを同意なくばく露されてしまい、2015年8月に大学の校舎から転落死した事件。遺族は、アウトティングした学生と大学を相手取り2016年3月に提訴。遺族と学生は2018年1月に和解している。

育児休業を取得していない労働者のうち、約3割が希望したにも関わらず取得できなかったことが、日本労働組合総連合会(連合)の調査で分かった。「代替要員がない」「収入が減る」といった理由が背景にあり、育休を取りにくい実態が浮かび上がった。調査は、「男性の育児などの家庭的責任についての意識や実態を把握する」ことを目的に、連合が10月下旬にネットで実施。未就学児の子どもがいる全国の20~50代の働く人1000人(男性500人、女性500人)の回答を集計した。

11/27 厚生労働省は、大阪府貝塚市のふるさと納税の返礼品として贈られた珪藻土のバスマットとコースターにアスベストが含まれていたと発表した。製品は、同市の堀木工所が生産した「CARACO」のバスマットとコースター。今回の製品は禁止前の01年に仕入れた珪藻土製品を16年に加工して開発した。

11/28 東京都豊島区に会社に勤務していた20代の男性の性的指向を、上司が勝手にばく露(アウトティング)したため精神的苦痛を与えたとして、会社側が謝罪し、解決金を支払うことで男性と和解したことが分かった。6月施行の女性活躍・ハラスメント規制法の指針では、アウトティングをパワハラの一類型と位置付け、大企業にパワハラ防止対策を義務付けたが、まだ十分に浸透しているとは言えない。

11/29 仕事中に新型コロナウイルスに感染し、労災と認められたケースが今月25日現在、全国で1133件に上ることが分かった。労災申請は2167件。既に認定された1133件の業種別では、医療従事者が910件と八割を占める。医療従事者以外(運輸、建設、小売り、宿泊・飲食サービス業など)は215件にとどまった。海外出張者は8件だった。

11/30 熊本県警玉名署の刑事課巡査だった渡辺崇寿さん(24)が2017年に自殺したことについて、地方公務員災害補償基金が公務災害と認めた。遺族は県警が安全配慮を怠ったとして、損害賠償を求める方針。遺族側は昨年9月、長時間労働による心理的負荷が原因と訴え、地方公務員災害補償基金県支部は今年11月13日付で公務災害と認めた。

2020年冬期カンパのお願い

本年度も当関西労働者安全センターの活動に対し、多大なるご支援、ご協力をいただきましたことを、心からお礼申し上げます。おかげさまで今年1年間も、活動をすることができました。

COVID-19が猛威をふるった1年でした。

予想もしていなかった世界的な感染拡大は、全ての人の生活に多大な影響を与えました。

感染症自体の脅威はもちろんのこと、その影響による経済的打撃も大きく、収入の多くない中小・零細企業の労働者、個人事業主、非正規雇用の労働者などには経済的困難が降りかかりました。

経済活動が縮小され、これまで普及が進まなかったテレワークが導入され、労働形態も様々な変化があり、オフィス以外での労働時間管理や労働形態の変化によるストレス対策など、これまでと違った労働安全衛生問題がでてきました。需要が急増したUber Eatsなど食品などの配達業などプラットフォームワーカーや芸能人などの個人事業主の労災加入について、各業界の団体や労働組合が働きかけ、厚生労働省によって労災の特別加入枠が広げられようとしています。

6月1日からは事業主に職場のハラスメント対策を義務づける法律が施行されました。大企業のみで中小企業への義務づけは2022年4月からですが、ハラスメント対策が小さいながら一歩前進したと言えるでしょう。

当センターに活動拠点を置く、中皮腫患者自身のピアサポート活動「中皮腫サポートキャラバン隊」も、COVID-19の影響で、各地への訪問活動を制限されましたが、zoomを使ったインターネットでの交流活動が活発になり、毎回日本中から多くの患者さん達が参加しています。クボタショックから15年、アスベスト被害は継続し、環境ばく露やばく露不明の患者は増えており、当初から言われていた隙間ない救済と格差のない補償は実現していません。

私たちは、労働組合、医師、法律家などの専門家の支援と協力の下に活動を続けていますが、何よりもみなさんひとりひとりとの連携が重要だと認識しております。そしてみなさんからのカンパが、今後の当センターの活動の原動力となっていくことは間違いありません。

冒頭でも述べましたとおり、日頃絶えずご支援をいただきながらこのようなお願いをするに至っては誠に申し訳ないのですが、何とぞご協力のほどお願いいたします。

2020年12月

関西労働者安全センター
議長 浦 功

郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増	
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259